

# 令和2年度第2回秋田県高齢者対策協議会及び 第2回秋田県高齢者対策協議会高齢者介護部会 会議録

## 1 会議の日時及び場所

日時 令和2年11月17日（火）午後1時30分～午後3時30分  
場所 秋田県庁 正庁

## 2 出席者

### ●秋田県高齢者対策協議会委員（五十音順 敬称略）

石村 照子	公益社団法人認知症の人と家族の会秋田県支部
上田 瑞枝	秋田県ホームヘルパー協議会
萱森 真雄	秋田県老人福祉施設協議会
小玉 喜久子	秋田県地域婦人団体連絡協議会
児玉 長榮	公益財団法人秋田県老人クラブ連合会
佐々木 基成	秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会
佐藤 伸幸	日本労働組合総連合会秋田県連合会
鈴木 博	社会福祉法人秋田県社会福祉協議会
曾根 純之	一般社団法人秋田県医師会
畠山 桂郎	一般社団法人秋田県歯科医師会
古谷 勝	秋田県国民健康保険団体連合会

### ●秋田県高齢者対策協議会高齢者介護部会専門委員（五十音順 敬称略）

佐藤 俊一	一般社団法人秋田県社会福祉士会
菅原 慶勇	公益社団法人秋田県理学療法士会
福本 雅治	特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会
藤原 健一	秋田市介護保険課
渡部 幸雄	一般社団法人秋田県介護福祉士会

### ●秋田県

小柳 公成	秋田県健康福祉部次長
高橋 直樹	秋田県健康福祉部長寿社会課長
渡部 裕樹	秋田県健康福祉部長寿社会課調整・長寿福祉・施設班 主幹(兼)班長
中村 康二	秋田県健康福祉部長寿社会課介護保険班 副主幹(兼)班長
古井 正賢	秋田県健康福祉部長寿社会課介護人材対策班 主幹(兼)班長

地域・家庭福祉課、長寿社会課国保・医療指導室、健康づくり推進課、県民生活課、建築住宅課

**3 議題**

○秋田県第8期介護保険事業支援計画（第9期老人福祉計画）の素案について

（1）第1章～第4章、第8章～第10章

事務局 （中村副主幹 （兼）班長）	（素案第1章～第4章、第8章～第10章 説明）
曾根会長	はじめに、秋田県第8期介護保険事業支援計画（第9期老人福祉計画）の第1章から第4章及び第8章から第10章の内容について、委員の皆様から御意見を頂きたい。
小玉委員	素案26頁の二つ目の「・」に、短期入所生活介護（ショートステイ）の介護給付費が全国平均の4倍以上と記載されているが、その要因を把握しているか。
事務局 （中村副主幹 （兼）班長）	ショートステイは、本来、在宅の高齢者が短期的に入所する施設であるが、本県の場合、比較的長期間入所する方が多い傾向にある。また、特別養護老人ホームに入所を希望する方の待機場所として、ショートステイに長期間入所している方もいるようである。
萱森委員	特別養護老人ホーム等は市町村介護保険事業計画に基づき整備されるが、ショートステイはかつて計画に基づかずに整備していた時期があり、これもショートステイが多い要因の一つではないか。
事務局 （高橋長寿社 会課長）	第5期計画（平成24年度～平成26年度）からショートステイの整備が市町村による総量規制がなされる可能性がある旨の風評などが立ち、規制される前にショートステイをこぞって整備しようとしていたことがあったほか、県内では特別養護老人ホームの待機者が令和2年4月現在で3,600人ほどおり、その多くがショートステイを利用している状況にある。
上田委員	先ほど訪問介護事業が減少しているという説明が事務局からあったが、国が在宅介護を進めていく中で、訪問介護が減少しているということは、閉鎖する事業所が多いのか。
事務局 （中村副主幹 （兼）班長）	ヘルパー事業所については、国においても増やしていく方向ではあるが、新規参入がある一方、人材確保が難しい等の理由により、閉鎖する事業所もあり、総数としては減少傾向にある。
上田委員	訪問介護事業所の職員は施設の職員と異なり、常に状況判断が求められ、また、高齢者宅を訪問した際に既に亡くなっている場合があるなど、業務におけるリスクも高い。そのような場合、警察へ何度も行く必要が生じるなど、そのようなことから人材確保はかなり厳しい状況にある。  また、職員の高齢化も進んでいることに加え、若い方が訪問介護を敬遠する傾向にあり、在宅介護についてはこれからも厳しい状況が続くと思われる。

曾根会長	上田委員が言われたように、施設には若い職員が比較的多く従事しているが、訪問介護事業所の職員は高齢化が進んでいるように感じる。
渡部委員	<p>はじめに、素案 84 頁及び 85 頁に記載されている介護人材の現状と需給推計に関し、令和 12 年度における需要と供給の差が 6,497 人となるなど非常に厳しい状況となることが見込まれており、秋田県介護福祉士会としても中高生を対象として介護の魅力伝える取組を行っているが、現状はなかなか介護の現場を目指す方が増えていない。</p> <p>10 年後の令和 12 年度も大変な状況になることが見込まれているが、20 年後の 2040 年はさらに大変な状況となると思われる。一番の根源は秋田県の人口減少にあり、高齢者人口を支える生産年齢人口が少なくなることをあらためて認識し、我々ができることをしっかり取り組んでいきたい。</p> <p>次に、111 頁に記載されている必要入所（利用）定員総数の設定に関し、秋田県は全市町村で人口減少が進む一方、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及びショートステイ等は人口と比して定員が多い現状にある。このことから、10 年後や 20 年後には市町村によっては定員を割る施設も出てくることも考えられるのではないかと。</p>
事務局 （古井主幹 （兼）班長）	現在、秋田県介護福祉士会の御協力の下、中学校などを対象に介護の魅力発信しているところであり、今後も引き続き、介護のイメージアップに繋がるような取組を進めていきたいと考えている。
事務局 （中村副主幹 （兼）班長）	特別養護老人ホーム等の定員の総数に関してであるが、今後は高齢者人口も減少する局面に入ってくることから、市町村によっては定員割れしてくるようなところも出てくるかと思われ、そのような場合に必要なサービスをどのように維持していくかということが課題と考えており、委員の皆様の御意見を頂きたい。

(2) 第 5 章～第 7 章

事務局 （渡部主幹 （兼）班長）	<p>（素案第 5 章 説明） （第 1 回協議会における委員からの意見への対応）</p> <p>この計画が高齢者全体に向けたビジョン・施策であることを考えると元気な高齢者に関する記述を先に記載すべきでないかとの意見を踏まえ、生きがいつくりや社会参加の促進を第 5 章の最初に位置づけ、記載したところである。</p>
事務局 （古井主幹 （兼）班長）	<p>（素案第 6 章 説明） （第 1 回協議会における委員からの意見への対応）</p> <p>県独自の処遇改善策によって人材を確保してはいかかとの意見について、介護保険事業の制度上、介護報酬の原資は保険料、自己負担額及び国・県・市町村の法定負担額によって賄われており、それに上乗せして処遇改善のための支出というのは困難であることから、県としては、認証評価制度を通じて、事業者それぞれが処遇改善加算の取得を図り、職員のキャリアパスを整備し、労働環境を改善するという取り組みを進めているところである。</p>

	<p>さらに、今年度からは、介護分野のイメージアップの延長として、中高生を対象とし、介護ロボットICT機器等の見学体験会を新たに展開しており、さらに裾野を広げて介護分野のイメージ向上を図っているところである。</p> <p>このような取組みを通じて、個々の介護事業所がやりがいを感じて安心して働ける職場であるということを、世間一般に発信していくことで、需給ギャップの解消に幾らかでも努めていきたいと考えている。</p> <p>次に、介護従事者向けに家賃補助を実施してはいかかとの意見について、主に都市部において介護従事者に対する家賃補助を実施している自治体があることは承知しているが、県においては、あきた未来創造部が、首都圏から移住して県内の事業所に就業された方に、最大200万円を支給する事業を実施しているほか、一部市町村においては、移住した若者へ家賃補助を実施しているところである。</p> <p>また、長寿社会課においては、県内で就職した場合に返還を免除する介護福祉士修学資金と貸付事業を実施しているところである。</p> <p>県や市町村が実施しているこのような多様な施策とそれぞれ整合性を図る必要があることから、まずは実態やニーズ把握などから検討して参りたいと考えている。</p>
事務局 (中村副主幹 (兼) 班長)	(素案第7章 説明)
曾根会長	ただいま説明のあった第5章から第7章について、委員の皆様から御意見を頂きたい。
福本委員	<p>第5章の介護に取り組む家族等のケアラーに対する相談支援体制の強化について、現在、ケアラーが社会問題化してきていることから、当協会においてケアラーの実態把握調査を行っている。現時点において調査票の回収率は37%程度であるが、その中において特に高校生以下のケアラーの問題が顕在化してきており、ある程度調査結果がまとまり次第、今後の対応や相談支援体制について、県と一緒に取り組みたいと考えている。</p> <p>次に、第6章の認証評価制度について、県内で認証評価を受けている事業所がどの程度あって、その認証評価を受けることによってどのような効果が出ているか等、県として分析や評価等を行っているのか。実際、我々の組織も認証評価を受けているが、認証評価を受けたメリットがなかなか見えてこないもので、評価を受けることによるメリットが見えるようにしたほうがよいのではないかと考えている。</p> <p>また、介護人材について、看護職員も県内で不足していると聞いているが、この点についても計画に記述したほうがよいのではないかと考えている。</p> <p>さらに、特別養護老人ホームに関し、鹿角・小坂固有の事情であるかもしれないが、ユニット型は利用料が非常に高額であることから、従来型多床室を望む利用者も多く見られる。県では、ユニット型の整備を進めていく方針のようであるが、整備しても利用率が上がらない可能性も</p>

	あると思われるので、その点の検証も必要なのではないかと。
事務局 (古井主幹 (兼) 班長)	<p>はじめに、認証評価制度がどの程度効果が出ているのかということに関しては、県がその効果を評価してそれを認証評価を受けた事業所に還元していくことでメリットが広く周知されるのではないかと考えている。まだそこまで至っていないことから、メリットが見えにくいと思われるので、その点についてより一層広く周知していきたいと考えている。</p> <p>また、関連する取組みとして、今年度、秋田魁新報に「介護新時代」と題した記事を月1回掲載しているところである。これまで、介護ロボット展や高校における介護ロボット・ICTの見学体験会の様子を紹介するなどしているが、今後、認証評価制度の紹介も行う予定としていることから、このような取組みを通じて、認証評価を受けることによるメリットを広くPRしたいと考えている。</p> <p>次に、看護師関係であるが、県医療人材対策室とも相談の上、計画への記載について検討することとしたい。</p>
事務局 (中村副主幹 (兼) 班長)	<p>ユニット型の施設整備に関し、多床室を望む方も多いとすれば、そのようなニーズにも配慮する必要があると思われるので、市町村とも意見交換しながら整備を進めたいと考えている。</p>
事務局 (高橋長寿社会課長)	<p>はじめに、ケアラー支援について、今年3月に埼玉県において全国初のケアラー支援条例が制定されたところである。</p> <p>当県においても、介護人材需給推計によると将来的に介護人材が不足することが見込まれている。今後一層このような状況が深刻化する見込の中で、老老介護やダブル介護等といった問題が社会的課題として顕在化してきている。このような家族の介護をしている方が、悩みを相談できなかつたり困っている実態について、県では、秋田県介護支援専門員協会に調査を依頼したところである。来年度も引き続き実態把握に努め、どのような対応・対策が必要なのか考えていきたい。</p> <p>次に、特別養護老人ホームの整備について、国・県においては利用者にきめ細かな支援を行っていく観点から、ユニット型の整備を進めてきたところである。一方、委員から御指摘のとおり、ユニット型は従来型多床室と比べて自己負担が高額となることから、敬遠される方がいることも承知している。これらを踏まえ、県においては、既存施設の建て替えに際し、従来型多床室として運営してきた特別養護老人ホームに関しては、多床室の整備も認めているところである。いずれにしても施設整備については、地域の実情を十分に酌み取り、施設所在市町村と相談しながら進めていきたいと考えている。</p>
佐藤(伸)委員	<p>はじめに、31頁の地域包括ケアシステムの図に関して、中心にかかりつけ医・住まいが記載されているが、現在、国において病院の統合を進めていることから、第8期計画と国の政策との整合性をどのように図っていくのか。また、図の右側に地域の支え合いとして、移動・公共交通・各種生活サービスと記載されているが、どのような展開を想定しているのか。</p>

	<p>次に、家族の介護を行っている方への支援に関し、以前、私自身の親も老老介護を行い、心身の負担が非常に大きかったようであることから、家族の介護を行っている方の負担が少しでも軽減されるような施策をお願いしたい。</p> <p>さらに、介護人材の確保について、人材を確保するためには賃金水準が一番の魅力となると思われることから、他県との賃金格差が生じないようにすることや男女間の賃金格差の解消にも配慮していただきたい。</p>
事務局 (中村副主幹 (兼) 班長)	<p>31 頁のかかりつけ医について、国においては地域医療構想の実現に向けて病床の機能分化・連携を推進しているところであり、病院から在宅への流れが進んでいるところである。そのため、身近なかかりつけ医の存在が重要になってくると考えられることから、国の政策の方向性とも合致しているものと考えている。</p> <p>また、地域の支え合いについては、地域支援事業において各市町村が様々な工夫を凝らした事業展開が可能となっており、そのような取組を支援していくこととなると考えている。</p>
事務局 (古井主幹 (兼) 班長)	<p>介護人材の募集にあたって、賃金水準が魅力になるとの御意見はそのとおりであり、国においては、介護職員の賃金アップに向けて介護職員処遇改善加算や介護職員等特定処遇改善加算を導入しているところである。これらを取得した場合、介護報酬が上乘せされる仕組みとなっており、県としてもこのような加算の取得を目指す事業者向けのセミナーを開催するなど、認証評価制度と関連させて事業者を支援していきたいと考えている。これにより、介護職員の賃金が若干でも底上げされ、介護現場の魅力が向上し、人材が確保されるといった好循環になることを期待している。</p>
曾根会長	<p>かかりつけ医について、現在かかりつけ医を持っている方が 6 割とされていることから、31 頁の図の縦軸に関しては機能するのではないかとと思われる。</p> <p>また、病院統合の件であるが、秋田県の場合は、統合よりも病床数や科目数を減らすなどのダウンサイジングが必要となってくる。今後人口が減少するにつれ、現在の病床機能や外来機能を維持したままでは、病院の存続が難しくなるため、厚生労働省は公立病院を主な対象として再編・統合が必要な病院名という名目のもとで公表したのだと思う。</p>
畠山委員	<p>41 頁の六つ目の「・」にフレイル予防及びオーラルフレイル予防と記載されている一方、二つ目の「・」にはフレイル予防としか記載されていないので、可能であれば二つ目の「・」にもフレイル予防及びオーラルフレイル予防と記載していただけないか。</p> <p>また、介護予防としてフレイル対策が重要視されてきていることから、資料 1「施策の展開 (第 5 章～第 7 章)」の「社会参加と介護予防」の項目において、可能であればフレイル予防及びオーラルフレイル予防の普及啓発に関して記載していただけないか。</p>
事務局 (高橋長寿社)	<p>頂いた御意見については、記載する方向で検討させていただきたい。</p>

会課長)	
渡部委員	<p>介護人材の確保について、これまでの対策だけでは限界があると思われる。秋田県は高齢化率が全国一であり介護を必要とする高齢者が多いことから、多様な働く場があるという捉え方をして全国から秋田県に仕事に来てもらえるようなこれまでの枠にとらわれない発想が必要なのではと思う。介護人材の需給推計のとおりになると本当に大変な事態が生じることとなると思われるので、関係団体としても何らかのアイデアの提案や何らかの力添えをさせていただきたいと考えている。</p> <p>また、全国の赤十字看護大学・赤十字短期大学において、日赤秋田短大のみが定員 30 名の介護福祉学科を設置しているところであるが、ここ数年定員割れしている状況であり、このまま維持できるのか懸念している。</p>
事務局 (高橋長寿社会課長)	<p>委員御指摘のとおりであり、秋田県の高齢化率は 37.2%と全国一の状態がしばらく続いているところである。この傾向は将来的にも続くことから、秋田県としての特色をどのように見出していくか考えていく必要がある。</p> <p>また、先程来申し上げているように、介護人材をいかに確保していくかということが喫緊の課題だと認識しており、県としても様々な取組を行っているところである。その中でいかに介護の仕事に魅力を見出せるかということについて、中学校、高校に出向き、介護事業者の方からも協力をいただきながら、中高生に対する魅力発信事業を実施しているところである。概して介護現場は大変だというイメージが強いものの、中高生に対し、介護ロボットの展示・実演を行ったり、最先端の ICT を紹介しながら、今の介護現場について発信し、介護について正しく理解していただく取り組みを進めているところである。介護ロボット、ICT に関しては、介護施設においてもスマート化に向けた様々な取組も必要になってくると思われる。</p> <p>秋田県としての特色をどのように見出していくかという点については、高齢者対策協議会委員の皆様のお意見・御提言をいただきながら進めてまいりたいと考えており、併せて全国の先駆的な取組などを我々に御紹介いただければと思っている。</p>
菅原委員	<p>素案においては、2040 年の人口構造を考慮した上で、秋田県として健康寿命の延伸を考えているものと思われる。第 5 章に記載されている様々な施策を令和 3 年度からの 3 年間に存分に行っていただき、健康寿命の延伸の道筋をつけていただきたいと考えており、秋田県理学療法士会としても、存分に協力する次第である。</p> <p>なお、素案に何度か記載されている訪問リハビリテーションについては、病院・診療所・介護老人保健施設以外の機関による設置は認められておらず、これについては相当議論が必要だと思うので、この場での言及は控えさせていただく。</p> <p>次に、81 頁に地域ケア会議の運営支援のため、専門職の派遣調整等を実施すると記載されている点について、我々専門職が地域ケア会議へ</p>

	<p>なかなか参加してくれないという指摘もいただいているところではあるが、たとえばリモート等で参加することが可能であれば我々も参加しやすいと考えており、このようなことを県として市町村に提案をする等のお考えはあるか。</p>
<p>事務局 (高橋長寿社会課長)</p>	<p>介護予防の観点から地域ケア会議については引き続き推進したいと考えており、特に自立支援型の地域ケア会議についてリハビリ職を中心とした専門職の方に参画していただき、御意見をいただきたいと考えているので、一層の御協力をお願いしたい。また、委員御指摘の地域ケア会議へのリモート参加について、委員御承知のとおり、今年度は様々な会議や研修がオンラインで行われてきた実績があり、この取組については今後も推進していきたいと考えている。</p> <p>また、県内には現在 1,000 か所を超える住民主体の「通いの場」があるが、現在オンラインで行われている「通いの場」については県として承知していないものの、男性の参加率が低い等の課題があることから、この「通いの場」や先ほどの地域ケア会議へのリモート参加の促進等様々な工夫を行い進めていきたいと考えている。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>素案の 39 頁に記載されている「就労的活動支援コーディネーター」の配置について、就労的活動コーディネーターは、おそらく高齢者と様々な活動とのマッチングの役割を担うと思われるが、現在、各市町村においては、生活支援コーディネーターが配置されており、市町村によっては第 2 層（日常生活圏域（中学校区域等））にも生活支援コーディネーターが配置されているが、その生活支援コーディネーターも業務の一つとして、高齢者と様々な活動とのマッチング機能が求められている。そのような中で、この就労的活動支援コーディネーターを各市町村に配置した場合、生活支援コーディネーターとの業務の棲み分けはどのようになるのか。また、異なる職種の 2 名が同様の職務を行うことによって混乱が生じることはないのか。</p>
<p>事務局 (時田副主幹)</p>	<p>就労的活動支援コーディネーターについては、この 4 月 1 日から地域支援事業に規定された職種であるが、県内では就労的活動支援コーディネーターの配置実績はない。一方、委員から御発言のあった生活支援コーディネーターについては、県内 25 市町村全てに配置されている状況である。なお、地域支援事業実施要綱においては、生活支援コーディネーターは必要に応じて他の職種と兼務することが可能とされているところである。</p> <p>就労的支援コーディネーターの役割としては、就労的活動の場を提供できる民間企業等と就労的活動の取組を実施したい事業者等をマッチングし、高齢者の希望にあった活動をコーディネートすることであるが、各都道府県から分かりづらいという声が多くあることから、国においても今後好事例等について積極的に各都道府県に発信していくとしており、県としても各市町村に情報提供を行い、就労的活動支援コーディネーターの配置を進めていきたいと考えている。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>同様の役割を担う方が 2 名配置されて混乱が生じることはないよう</p>

	にお願いしたい。
小玉委員	素案の 67 頁に有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の設置状況が記載されているが、それぞれの特色は何か。
事務局 (藤澤主事)	65 頁に記載しているが、有料老人ホームは老人福祉法を、サービス付き高齢者向け住宅は高齢者住まい法をそれぞれ根拠法としている。また、それぞれ株式会社等営利企業が設置をすることも可能となっている施設である。
曾根会長	本日は多くの委員から貴重な御意見を頂き感謝申し上げます。 これをもって、議事を終了する。
事務局 (渡部主幹 (兼) 班長)	次回の会議については、来年 1 月下旬頃の開催を予定している。 以上をもって、令和 2 年度第 2 回秋田県高齢者対策協議会及び第 2 回秋田県高齢者対策協議会高齢者介護部会を閉会する。